

# 取引条件改善等に向けた取組の 進捗状況について

平成29年2月  
中小企業庁

# 1. 取組の進捗状況

- 前回連絡会議以降の進捗は以下のとおり。

平成28年	
12月6日	第9回下請等取引条件改善に関する関係府省等連絡会議
12月9日	公明党 経済再生調査会
12月13日	自民党 下請中小企業・小規模事業者対策小委員会
12月14日	<b>下請法・運用基準、振興法・振興基準、手形通達の改正【公取委・中企庁】</b> (業界団体約870団体、親事業者約21万社に対して要請文書を発出) 世耕経済産業大臣 ぶら下がり会見 (基準等の改正内容、下請ヒアリング(下請Gメン配置)について言及)
12月20、 21日	日本経済団体連合会及び日本商工会議所に対して、勧告内容の説明及び会員各社に基準等の周知徹底等を要請。【公取委・中企庁】
12月22日	<b>日本自動車工業会 自主行動計画大筋とりまとめ 公表</b>
平成29年	
1月5日	安倍総理大臣 経済三団体共催 2017年新年祝賀パーティー挨拶 「直接の取引先を越えて、下請等の取引条件が改善していくよう、指導力を発揮していただきたい」旨、ご発言。【参考1】
1月12日	基準等の改正に関する周知広告掲載【中企庁・公取委】
1月17日	<b>日本経済団体連合会 経営労働政策特別委員会報告発表</b> 「中小企業における賃金引上げの環境整備に向けて、下請取引の適正化など取引条件の改善や、生産性向上への積極的な支援・協力に引き続き取り組んでいく必要がある。」【参考3】
1月20日	<b>安倍総理大臣 施政方針演説</b> 基準等の改正を踏まえ、「今後厳格に運用し、下請取引の条件改善を進める」【参考1】

## 2. 未来志向型の取引慣行に向けて（「世耕プラン」）等の実施状況

- ・ 世耕プランをはじめとする取組の実施状況は以下のとおり。

### 業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

以下の基準等を平成28年12月14日付で改正し、業界団体（約870団体）及び親事業者（約21万社）に対して周知徹底等を要請。

事項	主な内容
下請代金法の運用強化 （運用基準改正）	公正取引委員会において、「不適正な原価低減活動」や「金型の保管コストの押しつけ」等の違反行為事例を大幅に追加。 <b>（66事例から141事例に）</b>
適正取引、付加価値向上の 促進（振興基準改正） <small>*下請中小企業振興法</small>	親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行として以下のような内容を追加。 ①生産性向上等への協力、②原価低減要請をする場合、 <b>経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない</b> 、③ <b>労務費上昇分の取引対価への反映</b> 、④型の保管・管理の適正化（ <b>親事業者の事情による場合は親事業者がコスト負担</b> ）、⑤自主行動計画の策定 等
下請代金の支払条件の改善 （通達、振興基準の見直し）	以下の事項について、親事業者のうち大企業から率先して取り組んで頂く。 ① <b>下請代金の支払いは可能な限り現金</b> 、②手形等による場合は、 <b>割引料を下請事業者に負担させることがないよう</b> 、下請代金の額を十分に協議する、③手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、 <b>将来的に60日以内とするよう努める</b>

※上記の他、原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実し、特別立入検査を実施予定。

### 業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請するとともに、フォローアップを行う。**→自動車産業等、7業種12団体が応諾。年度内に策定予定。**
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加する。**→基準等の改正を踏まえ、改訂作業中。【年度内に改訂】**

### 3. 自主行動計画に関する動き

- 自動車産業をはじめとして、**7業種12団体**が応諾し、年度内には計画を策定予定。

#### 自主行動計画を策定する業種及び団体名

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会（12/22大筋とりまとめ・公表） 日本自動車部品工業会（12/28大筋とりまとめ・概要公表）
素形材	素形材センター（1/16 大筋とりまとめ・骨子公表）
建設機械	日本建設機械工業会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA）（1/10 大筋とりまとめ・公表） 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）（1/13 大筋とりまとめ・公表） ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）（1/11 大筋とりまとめ・公表） 日本電機工業会（JEMA）（1/13 大筋とりまとめ・公表）
繊維 （2団体連名で策定予定）	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会（1/18 大筋とりまとめ・公表）
トラック運送業	全日本トラック協会
建設業	日本建設業連合会

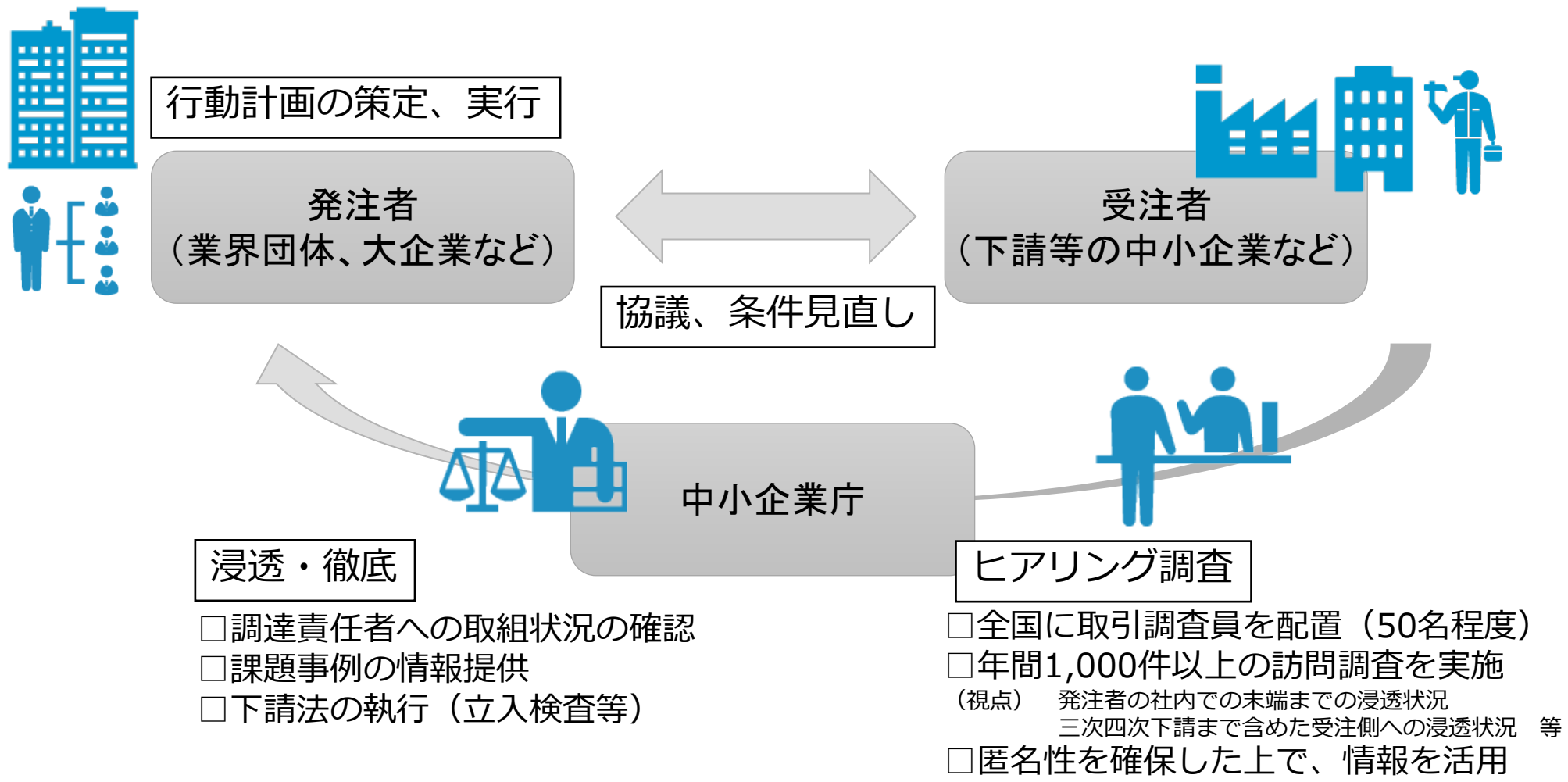
## 4. 今後のフォローアップ体制

- 基準・通達の改正や自主行動計画に基づく取組の浸透状況を確認。

項目	今後の対応
(1) 下請代金法の重点的な執行	✓ 基準改正を踏まえて <u>重点的に執行</u> （年間20万件以上の書面調査、約1,000件の立入検査）。
(2) <u>継続的・定点的</u> な調査 *平成3年から継続的に、振興基準に基づく取組に関するアンケート調査（約2万社対象）を実施。	✓ <u>現金払い比率、手形サイト</u> 等について、対策前と比較して <u>改善状況を確認</u> 。 ✓ また、 <u>労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担</u> など、新規項目も <u>調査対象に追加</u> 。
(3) <u>下請企業ヒアリング（転嫁Gメンの活用）</u>	✓ 29年度は、 <u>年間1,000件以上の下請企業ヒアリング</u> を実施することを目指す。 ✓ このため、消費税転嫁対策調査官（Gメン）の業務範囲を拡充し、 <u>全国400名超の約1割の50名</u> 程度を下請対策中心に運用（ <u>昨年12月から、本省で先行的に10名のGメンを配置</u> 。4月から全国で本格運用）。
(4) 行動計画への <u>フィードバック</u>	✓ ヒアリング等で <u>問題事案を把握した場合</u> には、 <u>必要に応じ個社又は業界団体にフィードバック</u> し、自主行動計画の <u>実行の徹底、改訂などを要請</u> 。
(5) <u>業界側</u> のフォローアップ（業界サイド）	✓ <u>アンケート調査等</u> で定期的にフォローアップし、PDCAサイクルを回す。
(6) 下請ガイドラインのフォローアップ研究会 *自動車取引適正研究会など	✓ 定期的に、下請ガイドラインの浸透や自主行動計画に基づく取組を検証。

# 5. 下請企業ヒアリングの強化（下請Gメン）

- 新たに、取引調査員（下請Gメン）を配置。年間1,000件以上の下請中小企業を訪問。その声を発注者側にフィードバックし、取組の浸透、徹底を図る。



# 【参考】これまでの下請企業ヒアリングについて

- 昨年3月までに191社のヒアリングを実施。その後も継続的に、下請等中小企業のヒアリングを実施。（合計246社実施）

## <下請取引上の立場>

1次	2次	3次	4次	5次以下	不明	計
44	79	48	21	5	49	246

## <ヒアリングでの声等>

### [繊維関係]

- ✓ 最低賃金があがっても、受注競争があるため、加工賃を上げてくれとは言えない。実際、当社でも、仕事がないときは値段を下げてでも受注したいときがある。最低賃金があがりつづけるなら、社員をやめて内職に出すことになるし、それも無理になれば事業をやめるほかない。
- ✓ かつては、不合理な返品が一番の問題であった。アパレルの流行は読めないため、服が売れないと、文句をつけて返品してくる。
- ✓ ある取引先は非常に利益率が低い加工賃であったため、引き上げを要請したところ、「それなら取引量を減らす」といつてきた。実際に数万着あった取引が数千着になった。
- ✓ 委託先すべてに一律に適用される加工賃表がある。近年、加工賃表は改定されておらず現状維持。コストアップは全部飲み込まざるを得ない。社員には文具一つとっても、買うのは月末を超えてからにしてほしいと言っている。

### [食品加工関係]

- ✓ 「開店時販促費」と称しての減額や、「セールをやるので協力して欲しい」とのことで卸値の物を減額されるといった事があった。
- ✓ 確定注文を受けてから製造したのでは間に合わないのので、当社を含む各製造事業者が見込み生産する結果、製造段階でロスが数%程度生じる。せめてもう1日早く確定注文が得られれば、この数%のロスはなくなるのだが。
- ✓ 朝昼晩それぞれのピークに合わせた1日3回の配送の問題あり。このため、工場も三交代24時間稼働となっており、頻度の高い配送を行っているが、これを1日2回にするだけでも、業界全体としてずいぶん効率化が図られ、生産も楽になるはず。
- ✓ 最低賃金引き上げの影響は大きい。毎年20円、30円と上げないといけませんが、各店舗での求人に苦労しており、最賃引き上げの話は身につまされている。

# 【参考】今後の予定

- 取組の浸透・徹底に向けて、周知、広報を実施するとともに、新たに下請Gメンを配置して下請事業者ヒアリングを行っていく。

- (1) 啓発ポスター（下町ロケットと連携）を6万部印刷し、全国の商工会、商工会議所等に配布。【12月～】基準改正等について、新聞広告を実施。【1月実施。2月以降も実施予定。】
- (2) **基準改正等を踏まえて、事例集、ハンドブックを改訂**【1月27日～】し、シンポジウムを開催。【2月27日】
- (3) 業界団体や労働組合等の要請に応じて、基準改正等の内容を説明。【1月～】  
※平成29年1月末時点：26回、のべ3,400人参加予定。
- (4) **下請法講習会を追加的に約100回**（のべ2,000人参加予定）実施。【年度内】
- (5) 新たに下請Gメンを配置し、年間1,000件以上の下請ヒアリングを行う。【1月～】

経済産業省 中小企業庁

## 下請取引のルールを強化しました。

親事業者も、下請事業者も付加価値向上を目指す取引環境の実現へ。

ルール見直しの概要

- 下請法の「運用基準」を改正し、一方的な原価低減要求、金型保管コストの押しつけなどの違反行為事例を大幅に追加しました。
- 下請法典法に基づく「振興基準」を改正し、親事業者と下請事業者が守るべきルールを明確にしました。
- 下請代金の支払に関する「適速」を改正し、可能な限り現金払いとすることを要請しました。

詳しくは  
下請法「運用基準」 [http://www.jftc.go.jp/rea/rea/press/rea/rea/28/02/181214\\_1.html](http://www.jftc.go.jp/rea/rea/press/rea/rea/28/02/181214_1.html)  
下請法典法に基づく「振興基準」及び「下請代金の支払に関する適速」 <http://www.chusho.meti.go.jp/kei/2018/01/index.html>

**親事業者（発注者）の皆様へ**

- 一方的な原価低減要求は止めましょう。
- 対応には燃料費や労務費等のコストが上昇した影響を反映しましょう。
- 金型・木型の保管コストは親事業者が負担しましょう。
- 代金の支払は現金で、手形の場合は親事業者が割引料を負担しましょう。
- 手形の支払サイトは60日以内に短縮するよう努めましょう。

**下請事業者（受注者）の皆様へ**

上記のような取引でお悩みの方は、下請かけこみ寺までご相談ください。

**下請かけこみ寺** ☎ 0120-418-618

※本会が主催する発注者向けセミナー「下請法改正の最新動向」は、12月14日（土）13:00～15:00に開催されます。参加費は無料です。お申し込みは、[http://www.jftc.go.jp/rea/rea/press/rea/rea/28/02/181214\\_1.html](http://www.jftc.go.jp/rea/rea/press/rea/rea/28/02/181214_1.html)をご覧ください。